

橋 梁 標 識 の 設 置 基 準

橋梁標識は、橋梁下における船舶の通航実態に応じ最適な位置を選定すること。

また、橋梁下に複数の可航水域又は航路が存在する場合は、各可航水域又は航路ごとに設置すること。

なお、可航水域又は航路の中心線及び側端線の決定については、関係機関に協議すること。（設置例 1、2、3 参照）

1 側端標識

側端標識は、左側端標、右側端標及び側端灯をいい、橋梁下の可航水域の側端線上の橋けたの両外端又は直下に設置するものとし、橋脚間のすべてが可航水域である場合であつて、利用者に混乱をあたえないときは、橋脚の両外端に設置するものとする。

ただし、橋梁下に航路が設定されている場合は、航路の側端線上の橋けたの両外端又は直下に設置することができる。

2 中央標識

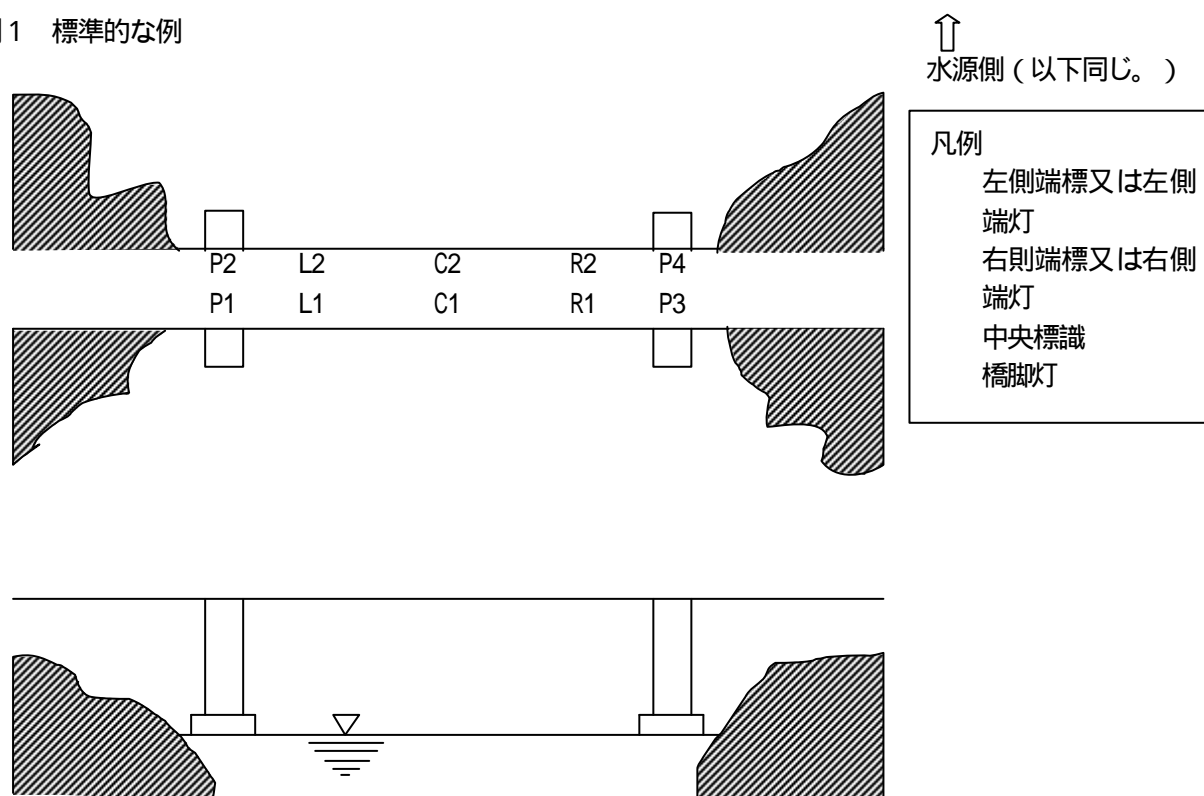
中央標識は、中央標及び中央灯をいい、橋梁下の可航水域又は航路の中央線上の橋けたの両外端又は直下に設置するものとする。

ただし、船舶の通航実態に応じ、橋梁下の可航水域の中央線以外の橋けたの両外端又は直下に設置することができる。

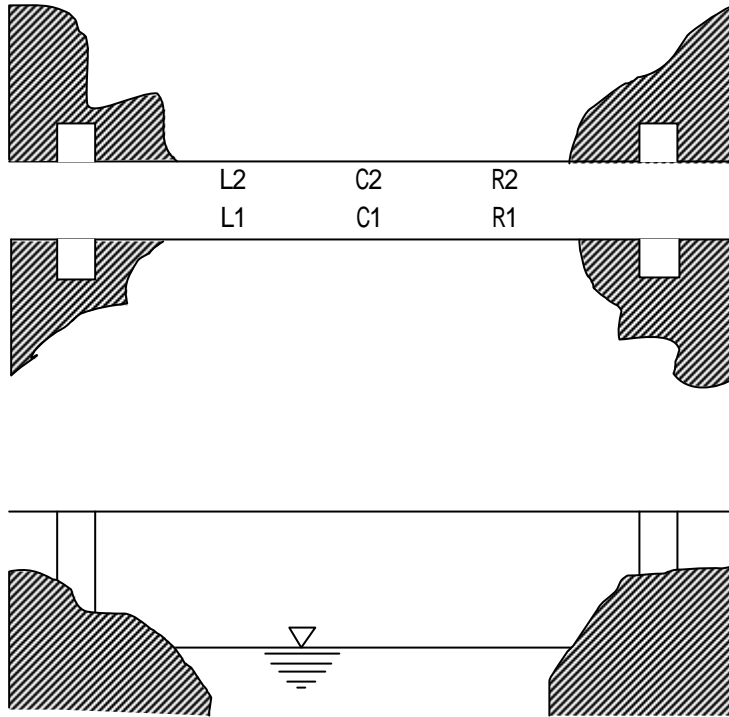
3 橋脚灯

橋脚（橋脚基部を含む。）の水源側及び水源と反対側の側面に設置するものとする。

例 1 標準的な例



例2 標準的な例



例3 中央標識、側端標識が橋梁の直下に設置された例

